鳥取県ジャンボタニシ緊急防除支援事業費補助金交付要綱

制定　令和８年１０月１９日第２０２６００１２３５４６号
鳥取県農林水産部長通知

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、ジャンボタニシ緊急防除支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、生息域が拡大しているジャンボタニシ（和名：スクミリンゴガイ）への対策を生産者等が行う際の経費を助成することにより、ジャンボタニシによる水稲被害の防止および生産者の経営的負担の軽減と収量低下の抑制を目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　県は、前条の目的の達成に資するため、別表１の第１欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、当該間接補助事業に要する同表の第３欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第４欄に定める額以上の間接補助金を交付する同表の第５欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、別表２の第２欄に定める期間において、同表の第３欄に掲げる対策を実施した同表の第１欄に掲げる面積に同表の第４欄に定める額を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

３　事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１号によるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第２条第１項第７号に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第２号によるものとする。

３　知事は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額

が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第６条　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第３条第１項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第４項を除く。）、第13条、第14条、第16条第２項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第２号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第３号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第７条　規則第12条第１項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

２　第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第８条　補助事業者は、第６条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第２号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

２　第５条第１項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

３　補助事業者は、第１項に規定する条件に基づき、規則第12条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表１の第６欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第９条　補助事業者は、第６条の規定により付した規則第13条又は第16条第２項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条　規則第17条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）規則第17条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（２）規則第17条第１項第３号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月20日

２　規則第17条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１

号によるものとする。

３　補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

４　補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第３号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第11条　補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（提出書類の部数等）

第12条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本１部とし、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に提出しなければならない。

（雑則）

第13条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１９日から施行する。

別表１（第３条、第８条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助の額	5 間接交付主体	6 間接補助事業の重要な変更
鳥取県ジャンボタニシ緊急防除支援事業	生産者、生産組織、ＪＡ	生息域が拡大しているジャンボタニシの被害を防ぐために実施する秋耕耘に要する経費。 ただし、補助対象となる対策等は別表２に示すとおりとする。	県の補助金額	市町村	補助金の増額

別表２

1 対象ほ場	2 対象期間	3 対象となる対策	4 補助単価(10a当たり)
ジャンボタニシの被害拡大が懸念されると県中部の市町村が指定する区域内のほ場	水稲等収穫後から知事が別に定める日まで	ジャンボタニシ防除対策のためにほ場において実施した秋耕耘	（１）直営の場合 ３００円 （２）委託の場合 ２，０００円

※直営：農地の所有者又は耕作者が、自ら実施する秋耕耘。

※委託：農地の所有者又は耕作者が、他者に依頼して実施する秋耕耘。